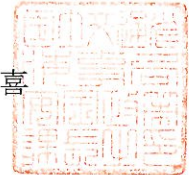




国海安第265号
平成29年1月6日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
金子 栄喜



船舶機関規則等の一部改正について（通知）

標記について、下記の省令が平成28年12月28日付で公布されたところ、その改正概要と併せ別添送付しますので、ご了知頂きますようお願いいたします。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

記

- ・船舶機関規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第88号）

以上



船舶機関規則等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止，海上における人命の安全確保等を目的とする「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」の船舶の機関に関する規則は，我が国においても船舶機関規則（昭和59年運輸省令第28号）等に取り入れて安全規制を実施しているところ。

今般，IMO（国際海事機関）において，ガス燃料を使用する船舶の安全確保等を目的として，SOLAS条約附属書等の改正案が採択され，平成29年1月1日に発効することから，我が国においても当該改正内容を担保するため，船舶機関規則等における所要の改正を行った。

2. 改正の概要（詳細は別紙参照）

天然ガス等の低引火点燃料（引火点60℃以下の燃料）を使用する船舶の安全確保を目的として，ガス燃料タンクの構造・配置，ガス検知・防火設備等に関する技術要件を定めた国際ガス燃料船コード（IGFコード）により機関を設計することを義務付ける。また，これに関連する条約証書の様式改正を行う。

3. 改正対象法令

- ・船舶機関規則（昭和59年運輸省令第28号）
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
- ・船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- ・海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）
- ・船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）

4. 公布及び施行日

公 布 : 平成28年12月28日
施 行 : 平成29年1月1日